

居宅介護等福祉用具購入費の申請について

◆ 購入対象福祉用具

支給対象は、次の6種類です。

- ① 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ② 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 排泄予測支援機器

◆ 利用限度額

福祉用具購入費の利用限度額は、10万円／年で自己負担は1割～3割です。10万円を超えた分については、自己負担となります。

なお、年間で10万円ですが、年度が変わっても同じ福祉用具は購入できません。

◆ 支払方法

○償還払い

福祉用具の購入にかかった費用をいったん全額負担していただき、申請後、町から申請者に購入した費用の9割～7割分を支給する制度です。

○受領委任払い（事前申請が必要です！）

町に登録のある販売事業者で福祉用具を購入する時のみ選択できる支払方法で、被保険者（利用者）は対象費用の1割～3割分を支払い、申請後に町から9割～7割分を販売事業者へ直接支払われる制度です。

受領委任払いで福祉用具を購入する場合は、事前の申請が必要です。

※ 特定福祉用具販売の指定を受けていない事業者から購入した場合は、福祉用具購入費は支給されません。

◆ 申請書類

- ① 介護保険居宅介護等福祉用具購入費支給申請書
- ② 受領委任払い委任届（受領委任払い利用の場合のみ）
- ③ 領収書の写し
- ④ 購入した用具のパフレット等の写し
（用具の種類、商品名、製造事業者名が分かるもの）
- ⑤ 委任状（償還払いの際に、振込み口座が本人以外の場合）

